

令和6年 第6回 川口市教育委員会定例会

日 時 令和6年4月1日(月)

午後3時30分

場 所 川口市教育委員会室

日 程

1 開 会

2 点 呼

3 前回会議録の承認

(1) 第5回川口市教育委員会定例会会議録

4 教育長報告

- | | | |
|---|---|------|
| (1) 4月行事予定について | — | 1 |
| (2) 東日本大震災により市内に避難している者に対する教育施設使用料等を免除する期間の延長について | — | 5 |
| (3) 公有財産(土地)の所管換えについて | — | 6 |
| (4) 川口市学校運営協議会委員の解嘱について | — | 当日 1 |
| (5) 令和5・6年度研究委嘱本発表日について | — | 7 |
| (6) 令和6年度川口市立教育研究所教育相談員について | — | 8 |
| (7) 令和6年度川口市日本語指導支援員について | — | 10 |
| (8) 令和6年度川口市立高等学校スーパーサイエンスハイスクール運営指導委員会委員について | — | 11 |

5 協議事項

6 議 事

- | | | | |
|--------|------------------------------------|---|----------|
| 議案第31号 | 川口市教育局事務専決規則の一部を改正する規則について | — | 13 |
| 議案第32号 | 川口市教育局文書管理規程の一部を改正する規程について | — | 18 |
| 議案第33号 | 川口市学校運営協議会委員を委嘱・任命することについて | — | 当日 2 |
| 議案第34号 | 専決処分の承認について(教職員の人事の内申について) | — | 当日 3 (秘) |
| 議案第35号 | 令和6年度川口市立高等学校進路カウンセラーを委嘱することについて | — | 23 |
| 議案第36号 | 令和6年度川口市立高等学校スクールカウンセラーを委嘱することについて | — | 24 |

7 その他

8 閉 会

教育長報告（1）

令和6年4月行事予定表

日曜日	教育総務課	生涯学習課	文化財課	中央図書館	科学館	スポーツ課	日曜日
1月	教育委員会定例会 (15:30 教育委員会室)						1月
2火				わらべうたとえほんの会 (11:00 中央図書館)			2火
3水							3水
4木							4木
5金				おさなごのおはなし会 (11:00 前川図書館)		川口市スポーツ推進委員協議会定期総会 (19:00 フレンジア)	5金
6土				おはなし会 (14:30 全館)			6土
7日							7日
8月							8月
9火		施設長会議 (14:00 芝公民館)					9火
10水							10水
11木				親子で楽しむ絵本とわらべうた (10:30 戸塚図書館) おはなしじゅうたん(10:30 鳩ヶ谷図書館)		川口市レクリエーション協会定期総会 (19:00 フレンジア)	11木
12金	埼玉県都市教育長協議会総会 (14:30 ホテルブリランテ武蔵野)			絵本とわらべうたの会 (10:30 新郷図書館) おはなし会(11:00 芝北文庫)			12金
13土				おさなごのおはなし会 (11:00 前川図書館) おはなし会(14:30 全館)	夜間観測会(19:00 天文台)		13土
14日			市指定無形民俗文化財 江戸袋の獅子舞 公開 (9:30 江戸袋氷川神社)			川口市少年少女スポーツ大会柔道の部 (9:30 体育武道センター)	14日
15月	南部教育長会総会、 南部教育長会議・教育長協議会 (14:00、15:00 ホテルブリランテ武蔵野)						15月

令和6年4月行事予定表

日	曜日	教 育 総 務 課	生 涯 学 習 課	文 化 財 課	中 央 図 書 館	科 学 館	ス ポ ー ツ 課	日	曜日
16	火	埼玉県市町村教育委員会 教育長研究協議会 (13:00 さいたま商工会議所会館)			わらべうたとえほんの会 (11:00 中央図書館)			16	火
17	水							17	水
18	木							18	木
19	金	教育委員会定例会 (15:00 教育委員会室)						19	金
20	土				図書館でクイズ！こたえは本の中(終日 中央図書館) わらべうたであそぼう(11:00 横曽根図書館) おはなし会(14:30 全館)			20	土
21	日				図書館でクイズ！こたえは本の中 (終日 中央図書館)			21	日
22	月							22	月
23	火							23	火
24	水						第1回スポーツ施設長会議 (14:00 西スポーツセンター)	24	水
25	木	関東地区都市教育長協議会総会 (13:15 ホテルニューオータニ長岡)			親子で楽しむ絵本とわらべうた (10:30 戸塚図書館) おはなしじゅうたん(10:30 鳩ヶ谷図書館)			25	木
26	金	関東地区都市教育長協議会総会 (9:00 ホテルニューオータニ長岡)					川口市スポーツ少年団代議員会 (19:00 フレンディア)	26	金
27	土				おはなし会 (14:30 全館)	夜間観測会(19:30 天文台)		27	土
28	日							28	日
29	月	昭和の日						29	月
30	火							30	火

令和6年4月行事予定表

日	曜日	庶務課	学務課	指導課	学校保健課	市立高等学校	日	曜日
1	月		新採用・転入教職員着任紹介式 (13:30 市立高等学校・附属中学校大ホール)	教育研究所教育相談員、日本語指導支援員辞令書交付式・ 教育研究所カウンセラー、スクールソーシャルワーカー 委嘱書交付式(10:00 教育研究所)			1	月
2	火						2	火
3	水				パートタイム会計年度任用職員(調理員)研修会 (9:30 第二庁舎地階第1・第2会議室)		3	水
4	木			初任者研修開講式 (9:15 SKIPシティ)	令和6年度 養護教員新任・転任者等研修会 (14:30 第一本庁舎602・603会議室)		4	木
5	金						5	金
6	土						6	土
7	日						7	日
8	月		始業式(幼・小・中) 入学式(附属中10:30、小11:00、中13:30)			全日制始業式(9:40 市立高等学校) 全日制入学式(14:00 市立高等学校) 定時制始業式(18:00 市立高等学校)	8	月
9	火		入園式(10:00 舟戸幼、南平幼) 芝西中学校陽春分校入学式 (18:00 陽春分校)	教育支援センター開始日 (10:00 教育研究所) 部活動指導員研修会(15:00 教育研究所)		定時制入学式(18:00 市立高等学校)	9	火
10	水				小・中学校給食開始(小学校1年生除く)		10	水
11	木			大貫・水上指導者講習会オリエンテーション (15:00 青木会館)			11	木
12	金		市立学校長会議 (9:30 青木会館)		小学校1年生給食開始 給食主任会 (青木会館)		12	金
13	土						13	土
14	日						14	日
15	月						15	月

令和6年4月行事予定表

日	曜日	庶務課	学務課	指導課	学校保健課	市立高等学校	日	曜日
16	火						16	火
17	水			第1回いじめ対応教員研修会 (15:00 青木会館)			17	水
18	木			令和6年度全国学力・学習状況調査 大貫海浜学園指導者講習会 (千葉県富津市)			18	木
19	金		月例校長連絡会(10:00 教育研究所) 芝西中学校陽春分校新校舎落成式 (17:00 陽春分校新校舎)	大貫海浜学園指導者講習会 (千葉県富津市)			19	金
20	土			高校生海外派遣事業一次選考試験 (9:00 教育研究所)			20	土
21	日						21	日
22	月			水上自然教室指導者講習会(群馬県みなかみ町)			22	月
23	火			水上自然教室指導者講習会(群馬県みなかみ町) 第1期日本語指導教室開始日 (9:30 教育研究所)	学校給食食品等選定委員会(14:30 南平学校給食センター) 令和6年度第1回川口市結核対策委員会 (13:30 第一本庁舎602・603会議室)		23	火
24	水	予算事務等説明会 (9:30 市立高等学校)		川口の元気夢わーく説明会 (15:00 教育研究所)	栄養士研究会総会 (14:00 青木会館)		24	水
25	木		公立小・中学校等校長研究協議会 (午後 埼玉会館)				25	木
26	金						26	金
27	土					全日制第1回学校見学会 (13:00 市立高等学校)	27	土
28	日						28	日
29	月						29	月
30	火						30	火

教育長報告（２）

東日本大震災により市内に避難している者に対する教育施設使用料等を免除する期間の延長について

東日本大震災で被災し市内に避難している者への支援策として、下記のとおり教育委員会が管理する施設の使用料等を、川口市立文化財センター設置及び管理条例第１７条第１項第５号の規定、川口市立科学館設置及び管理条例第８条第５号の規定及び川口市立体育施設設置及び管理条例第１６条の規定により免除することとする。

記

１ 対象となる者

東日本大震災で被災し市内に避難している者

２ 対象となる施設

- (１) 文化財センター展示室【入場料】
- (２) 文化財センター旧田中家住宅【入場料】
- (３) 科学館展示施設【入場料】
- (４) 科学館プラネタリウム【観覧料】
- (５) 体育施設（個人利用の場合に限る。）【使用料】

３ 免除する期間

令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで

４ 免除の手続

被災地の住所、氏名がわかる書類を提示して申請させることとする。

教育長報告（３）

公有財産（土地）の所管換えについて

１ 引継内容

所管課		財産の名称
所管元	文化財課	中青木分室
引継先	福祉総務課	第二庁舎公用駐車場
引継理由	現状の使用に即した管理とするため。	

２ 財産の明細

所在地 (物件の表示)	地番	地目	公簿地積 (現況地積)
中青木２丁目	２ ９ ３	宅地	２ ３ ６． １ ３ ㎡ (２ ３ ３． ３ １ ㎡)

教育長報告（５）

令和５・６年度研究委嘱本発表日について

令和５・６年度 川口市教育委員会研究委嘱校一覧（発表日順）

	学校名	研究領域	研究主題	研究発表日	研究教科 領域等
1	前川小学校	「学力向上」 に関する研究	「考え、学び合い、創造し、学びを深める児童の育成」 ～思考力・判断力・表現力を育成し、 教科横断的な学びにつながる授業改善～	令和６年 １１月１３日 (水)	総合・生活
2	芝南小学校	「学力向上」 に関する研究	確かな学力を身に付け、主体的に学ぶ児童の育成	令和６年 １１月１８日 (月)	国語・算数
3	柳崎小学校	「学力向上」 に関する研究	いきいき学び合う子の育成 ～個別最適な学びと協働的な学びの視点から～	令和７年 １月２１日 (火)	国語・算数
4	慈林小学校	「学力向上」 に関する研究	自分の思いや考えを生き生きと伝え合い、 新たな学びを創造する国語科学習	令和７年 １月２２日 (水)	国語
5	芝中央小学校	「学力向上」 に関する研究	「進んで学び、思いや考えを伝え合う児童の育成」 ～どの子にも「わかる」「できる」「楽しい」が 感じられる授業の創造 ～	令和７年 ２月５日 (水)	算数・国語
6	領家小学校	「学力向上」 に関する研究	「自ら学びを発動させ、共に学び合う児童の育成」	令和７年 ２月１３日 (木)	社会・体育

小学校 ６校

教育長報告（6）

令和6年度川口市立教育研究所教育相談員について

- 1 趣旨
市内に在住している幼児及び児童生徒の教育上の諸問題の解決を図る。
- 2 採用人数
13名
- 3 配置
川口市立教育研究所等に配置
- 4 勤務条件
月～金の週5日（土・日・祝日・年末年始の休日除く）
1日あたり6時間
- 5 業務内容
 - （1）児童生徒等への教育相談に関すること。
 - （2）教職員及び保護者に対する助言・援助に関すること。
 - （3）児童生徒等の教育相談に係る情報収集・提供に関すること。
 - （4）不登校児童生徒の教育支援センター（チャレンジスクール、わくわくスクール）における指導・助言に関すること。
 - （5）公民館等での教育相談や訪問相談に関すること。
 - （6）特別な支援を要する児童生徒等の相談に関すること。
 - （7）児童生徒等のいじめに関する相談及び学校への指導・助言に関すること。
 - （8）新任・転入した管理職に対し、学校経営・運営等の相談に関すること。
 - （9）その他、川口市立教育研究所の業務及び児童生徒等の教育相談に関し、適当と認められる事項に関すること。

6 採用する者

氏 名	配属先	再・新
小田 正美	川口市立教育研究所	再
杉田 明	川口市立教育研究所	再
高村 美恵	川口市立教育研究所	再
瀬山 真一	川口市立教育研究所	再
安部 正幸	川口市立教育研究所	再
貫井 友宣	川口市立教育研究所	再
竹本 美香	川口市立教育研究所	再
唐澤 由美	川口市立教育研究所	再
大竹 伸明	川口市立教育研究所	再
岩田 直代	川口市立教育研究所	再
大場 真	川口市立教育研究所	再
郭 承澔	川口市立教育研究所	再
清水 ひより	川口市立教育研究所	新

7 任期

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

教育長報告（7）

令和6年度川口市日本語指導支援員について

1 趣旨

外国人児童生徒や帰国児童生徒のうち、日本語が理解できないことで学校生活に支障をきたしている児童生徒を対象に、学校生活への適応を図るため、日本語の指導や文化風習の支援を行う。

2 採用人数

6名

3 配置

川口市立教育研究所に配置

※No.1～4の者は、要請に応じて学校へ派遣し、日本語指導支援

No.5、6の者は、教育研究所で日本語初期指導

4 勤務条件

月～金の週5日（土・日・祝日・年末年始の休日除く）

1日あたり5時間30分

5 業務内容

（1）児童生徒等への日本語指導・助言に関すること。

（2）教職員及び保護者に対する助言・支援に関すること。

（3）その他、川口市立教育研究所の業務及び児童生徒等の日本語指導に関する教育相談及び教科等指導に関し、適当と認められる事項に関すること。

6 採用する者

No.	氏 名	配属先	再・新
1	村上 博俊	川口市立教育研究所	再
2	福島 章雄	川口市立教育研究所	再
3	石鍋 栄	川口市立教育研究所	再
4	橋本 正一	川口市立教育研究所	再
5	澁谷 艶子	川口市立教育研究所	再
6	浅井 智子	川口市立教育研究所	再

7 任期

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

教育長報告（８）

令和６年度川口市立高等学校スーパーサイエンスハイスクール運営指導委員会委員について

- 1 スーパーサイエンスハイスクール（以下「SSH」という。）の趣旨
先進的な科学技術、理科・数学教育を通して、生徒の科学的な探求能力等を培い、もって、将来国際的に活躍し得る科学技術人材等の育成を図るもの
（１）令和４年３月２５日、文部科学省から川口市立高等学校が新たに指定を受けた。令和６年度は指定３年目。
（２）指定期間は令和４年度から令和８年度まで。
（３）本年度末に事業の進捗状況や実施状況について文部科学省から中間評価を受ける。
- 2 川口市立高等学校SSH運営指導委員会の設置
計画的・効果的にSSH事業を実施するため、その運営に関し、専門的見地から指導、助言を行うことを目的として設置する。
- 3 令和６年度川口市立高等学校SSH運営指導委員会の開催日程
第１回・第２回ともに調整中（会場：市立高等学校【予定】）
- 4 委員の委嘱人数
６名
※学識経験者や学校経営に専門的知識を有する者、関係行政機関の職員など高い専門性を有する第三者から委嘱するもの
- 5 委嘱者
別紙のとおり
- 6 任期
令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで

委嘱者一覧

No.	所属	氏 名	新任/再任
1	中部大学超伝導・持続可能エネルギー 研究センター教授	井上 徳之	再任
2	埼玉大学名誉教授	永澤 明	再任
3	一般社団法人教育環境デザイン研究所 C o R E F プロジェクト推進部門研究員	齊藤 萌木	再任
4	お茶の水女子大学 基幹研究院自然科学系教授	寫田 智	再任
5	元東京家政大学教員養成推進室教授	山口 善子	再任
6	国立研究開発法人理化学研究所 仁科加速器科学研究センター センター長	櫻井 博儀	再任

議案第 31 号

川口市教育局事務専決規則の一部を改正する規則について
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和 6 年 4 月 1 日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

川口市教育局事務専決規則の一部を改正する規則

川口市教育局事務専決規則（昭和 5 7 年教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「を教育局の職員に専決させることにより、教育行政の能率的な運営」を「についての副教育長以下の専決、代決その他の事務決裁について必要な事項を定めることにより、決裁処理の権限と責任の明確化及び事務処理の能率化」に改める。

第 2 条から第 4 条までを次のように改める。

（事務決裁の原則）

第 2 条 職員は、法令、条例、教育委員会規則、教育委員会規程その他の基準に従い、その職務を行わなければならない。

2 職員は、その職務の執行状況を適宜、直属上位の職員に報告しなければならない。

（決裁対象事務）

第 3 条 副教育長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 重要な事務事業の計画の樹立及び執行に関すること。
- (2) 職員の服務管理上の方針を決定すること。
- (3) 重要な許可、認可、命令、決定等及びこれらの取消し、停止その他の行政処分に関すること。
- (4) 重要な行事、会議の開催及び運営に関すること。
- (5) 重要な事務改善に関すること。
- (6) 特に重要な意見、申請、照会、回答、進達、報告及び通知に関すること。
- (7) 国等に対して行う事業促進等に係る陳情、要望、請願等の決定のうち、教育行政運営上重要なこと。
- (8) 部間の調整に関すること。

2 部長、課長及び係長の専決事項は、おおむね川口市事務決裁規程（昭和 5 1 年庁達第 2 号）別表第 1 事務決裁基準表のそれぞれ部長決裁事項の基準の欄、課長決裁事項の基準の欄及び係長決裁事項の基準の欄に掲げるとおりとする。

（事務決裁権限の委譲）

第4条 副教育長、部長又は課長は、前条の規定に基づき自己の決裁の対象とされた事務のうち同一の態様で反復継続することが予想されるものについては、決裁の基準を示して、各々があらかじめ指定する部長、課長又は係長に決裁させることができる。

第5条第1項を次のように改める。

決裁権者が不在である場合においては、次の表に掲げる第1次代決者が、決裁権者及び第1次代決者がともに不在である場合においては、同表に掲げる第2次代決者が、それぞれ代決することができる。

代決の順序 決裁権者	代決者	
	第1次	第2次
教育長	副教育長	主管部長
副教育長	主管部長	主管審議監。審議監を置かない部にあつては主管次長。審議監及び次長を置かない部にあつては主管課長
部長	主管審議監。審議監を置かない部にあつては主管次長。審議監及び次長を置かない部にあつては主管課長	主管次長。次長を置かない部にあつては主管課長
課長	主管課長補佐。課長補佐を置かない課にあつては主管係長	主管係長

第5条中第2項及び第3項を削り、第4項中「前2項」を「前項」に、「第6条第3項」を「第7条第3項」に、「部長専決事項を理事が、課長専決事項を主幹がそれぞれ」を「当該理事が部長の、当該主幹が課長のそれぞれ第1次代決者として」に改め、同項を同条第2項とし、同条第5項を同条第3項とし、同項の次に次の2項を加える。

- 4 前条の規定に基づき部長、課長又は係長の決裁の対象とされた事務について至急に決裁を行う必要がある場合において、当該事務の決裁を行う者が不在であるときは、それぞれ副教育長、部長又は課長が決裁するものとする。
- 5 第1項又は第2項の規定に基づき代決した事務については、速やかに決裁権者

に報告しなければならない。

第5条第6項を削る。

第8条を第11条とし、第7条を第10条とし、第6条を第9条とし、第5条の次に次の3条を加える。

(事務決裁の例外)

第6条 事務の決裁権者は、自己の決裁の対象とされた事務のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、教育長又は上司の決裁を受けるものとする。

(1) 事案が重要又は異例に属すると認められるもの

(2) 事案が先例となるおそれがあるもの

(3) 事案が他の部又は課に関係のあるもので、意見を異にし、合議を得られなかったもの

2 この規則に専決事項として定められていないものであっても、その内容により専決することが適当であると類推できるものは、この規則に定める専決事項に準じて専決することができる。

(事務の決裁への合議)

第7条 事務の決裁権者は、その決裁しようとする事務のうち、他の部、課若しくは係の所管する事務に直接影響を与えるものについては、関係職位に合議を行わせ、又は自ら合議するものとする。

(専決権者の特例)

第8条 理事、参事、主幹及び副主幹並びに次長及び課長補佐（以下「理事等」という。）の担任する事務の処理について特に必要があると認めるときは、理事等をしてその担任する事務について専決させることができる。

2 前項の理事等の専決については、第5条から前条までの規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(川口市立高等学校管理規則の一部改正)

2 川口市立高等学校管理規則（昭和47年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 2 項第 3 号中「第 7 条」を「第 1 0 条」に改める。

議案第 32 号

川口市教育局文書管理規程の一部を改正する規程について
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和 6 年 4 月 1 日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

川口市教育局文書管理規程の一部を改正する規程

川口市教育局文書管理規程（平成13年教育委員会規程第2号）の一部を次のように改める。

目次中	「第4章 電子文書の收受（第21条—第24条） 第5章 起案及び決裁（第25条—第33条） 第6章 文書の施行（第34条—第43条） 第7章 文書の保管、保存及び廃棄（第44条—第60条）」	「第4 第5 第6 第7 を 第7
-----	--	----------------------------------

章 起案及び決裁（第21条—第29条）

章 文書の施行（第30条—第38条）

章 文書の保管、保存及び廃棄（第39条—第53条）に改める。

章 雑則（第54条・第55条）」

第2条第5号中「電子計算機による情報処理の用に供される」を削り、同条第6号を削り、同条第7号を同条第6号とし、同条第8号から同条第13号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条第2項中「第2条及び第8条」を削る。

第9条第2項中「第38条第4項」を「第34条第4項」に改める。

第12条第1項第2号中「、封筒に川口市教育局受付印を押し」を削り、「配布し、受領印を徴する」を「配布する」に改める。

第13条第1号ただし書及び第15条第1項第1号ただし書中「又は」を「若しくは」に改め、「文書」の次に「又は收受の日時を適切な方法により管理する文書」を加える。

第20条の見出し中「ファクシミリで」を「電気通信回線等を利用して」に改め、同条中「ファクシミリで受信した」を「電気通信回線又はファクシミリにより到着した」に改める。

第4章を削る。

第25条第1項第1号中「起案添付する文書」を「起案に添付する書類」に、「添付文書」を「添付書類」に、「電子文書にする」を「電磁的記録に変換する」に、「により電子的に」を「による」に改め、同項第2号中「添付文書を容易に電子文書にする」を「添付書類を電磁的記録に変換する」に、「又は当該文書が意思決定の重要な要素である」を「その他添付書類を電磁的記録に変換することが適当でない」と教育長が認める」に改め、同条第3項中「前項」を「前2項」に改め、第5章

中同条を第 21 条とする。

第 26 条を第 22 条とする。

第 27 条第 5 号中「必要書類」を「必要な文書」に改め、同条を第 23 条とする。

第 28 条を第 24 条とし、第 29 条から第 31 条までを 4 条ずつ繰り上げる。

第 32 条第 1 項中「決裁権者が出張又は休暇その他の事由により不在であるときにおいて、専決規程」を「専決規則」に改め、同項第 1 号中「第 25 条第 1 項第 1 号」を「第 21 条第 1 項第 1 号」に改め、同項第 2 号中「第 25 条第 1 項第 2 号及び第 3 号」を「第 21 条第 1 項第 2 号及び第 3 号」に改め、同条を第 28 条とする。

第 33 条を第 29 条とする。

第 5 章を第 4 章とする。

第 6 章中第 34 条を第 30 条とする。

第 35 条中「L G W A N の文書交換システムを利用して文書を送信する場合において、」を「文書を電気通信回線により發送する場合で、当該文書に」に、「文書について」を「とき」に、「付与する」を「付与するものとする」に改め、同条を第 31 条とする。

第 36 条を第 32 条とし、第 37 条から第 39 条までを 4 条ずつ繰り上げる。

第 40 条の見出し中「施行」を「發送」に改め、同条第 1 項中「施行する」を「發送する」に改め、同項第 2 号中「施行」を「發送」に改め、同条第 2 項中「施行した」を「發送した」に改め、同条を第 36 条とする。

第 41 条を削る。

第 42 条の見出し中「電子メール」を「電気通信回線」に、「施行」を「發送」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する場合は、文書を電気通信回線により發送することができる。

(1) 次のいずれにも該当する場合

ア 第 30 条第 1 項ただし書の規定により公印を省略することができる文書であること。

イ 文書の受信者が電気通信回線による文書の發送を了承していること。

(2) 法令等の規定に基づく場合

第４２条第２項中「電子メール」を「電気通信回線」に、「施行した」を「発送した」に改め、同条を第３７条とする。

第４３条中「庁内電子メール」を「電気通信回線」に改め、同条を第３８条とする。

第６章を第５章とする。

第４４条中「、情報公開制度の適正かつ円滑な運用を図るため」を削り、第７章中同条を第３９条とする。

第４５条を第４０条とし、第４６条から第４８条までを５条ずつ繰り上げる。

第４９条中「第４７条」を「第４２条」に改め、同条を第４４条とする。

第５０条を第４５条とし、第５１条から第５３条までを５条ずつ繰り上げる。

第５４条を削り、第５５条を第４９条とし、第５６条を第５０条とする。

第５７条第１項中「教育総務課長は」を「課長は」に改め、同条を第５１条とする。

第５８条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「第４５条」を「第４０条」に改め、同条に次の１項を加える。

２ 媒体変換（書類を電磁的記録に変換し、又は電磁的記録を書類に変換することをいう。以下この項において同じ。）をした場合において、当該媒体変換をした後の文書を正本として管理するときは、文書主任は、当該媒体変換をする前の文書について、課長の承認を得たときに廃棄するものとする。

第５８条を第５２条とし、第５９条を第５３条とする。

第７章を第６章とする。

第５３条の次に次の章名及び１条を加える。

第７章 雑則

（電磁的記録への変換）

第５４条 スキャナによる読取りその他の方法により書類を電磁的記録に変換するときは、別に定める基準に従わなければならない。

第６０条中「文書管理システムを用いた」を削り、同条を第５５条とする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の川口市教育局文書管理規程第54条第1項の規定によりマイクロフィルムによる保存をされている文書の取扱いについては、なお従前の例による。

議案第 35 号

令和 6 年度川口市立高等学校進路カウンセラーを委嘱することについて
川口市立高等学校進路カウンセラーに次の者を委嘱するため、川口市立高等学校進路カウンセラー設置要綱第 3 条の規定により議決を求める。

記

1 委嘱をする者

氏 名	配属先	再・新
本橋 彰	川口市立高等学校	再
矢田部 学	川口市立高等学校	再

2 任期

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

令和 6 年 4 月 1 日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

議案第36号

令和6年度川口市立高等学校スクールカウンセラーを委嘱することについて

川口市立高等学校スクールカウンセラーに次の者を委嘱するため、川口市立高等学校スクールカウンセラー設置要綱第2条の規定により議決を求める。

記

1 委嘱をする者

氏 名	配属先	再・新
土井 一博	川口市立高等学校	再
根本 葉子	川口市立高等学校	再

2 任期

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

令和6年4月1日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

議案第 3 1 号、 第 3 2 号参考資料

川口市教育局事務専決規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨

副教育長の新設に関し、必要な規定を設けるほか、必要な規定の整備等を行うもの。

2 改正の内容

(1) 副教育長は、次に掲げる事項を専決することができることとするもの。

ア 重要な事務事業の計画の樹立及び執行に関すること。

イ 職員の服務管理上の方針を決定すること。

ウ 重要な許可、認可、命令、決定等及びこれらの取消し、停止その他の行政処分に関すること。

エ 重要な行事、会議の開催及び運営に関すること。

オ 重要な事務改善に関すること。

カ 特に重要な意見、申請、照会、回答、進達、報告及び通知に関すること。

キ 国等に対して行う事業促進等に係る陳情、要望、請願等の決定のうち、教育行政運営上重要なこと。

ク 部間の調整に関すること。

(2) 部長、課長及び係長の専決事項は、おおむね川口市事務決裁規程（昭和51年庁達第2号）に定めるとおりとするもの。

(3) 代決に関し、教育長が不在の場合の第1次代決者を副教育長とし、副教育長が不在の場合の第1次代決者を主管部長とするもの。

(4) 川口市立高等学校管理規則（昭和47年教育委員会規則第5号）において川口市教育局事務専決規則を引用している条項に移動が生じることから、附則で必要な改正を行うもの。

(5) その他必要な規定の整備を行うもの。

3 施行期日

令和6年4月1日から施行するもの。

4 予算措置

不要

5 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

無

(2) パブリック・コメント

~~実施済み~~・不要

改 正 案	現 行
（目的） 第1条 この規則は、別に定めがあるものを除くほか、川口市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の権限に属する事務についての副教育長以下の専決、代決その他の事務決裁について必要な事項を定めることにより、決裁処理の権限と責任の明確化及び事務処理の能率化を図ることを目的とする。 （事務決裁の原則） 第2条 職員は、法令、条例、教育委員会規則、教育委員会規程その他の基準に従い、その職務を行わなければならない。 2 職員は、その職務の執行状況を適宜、直属上位の職員に報告しなければならない。 （決裁対象事務） 第3条 副教育長は、次に掲げる事項を専決することができる。 （1）重要な事務事業の計画の樹立及び執行に関すること。 （2）職員の服務管理上の方針を決定すること。 （3）重要な許可、認可、命令、決定等及びこれらの取消し、停止その他の行政処分に関すること。 （4）重要な行事、会議の開催及び運営に関すること。 （5）重要な事務改善に関すること。 （6）特に重要な意見、申請、照会、回答、進達、報告及び通知に関すること。 （7）国等に対して行う事業促進等に係る陳情、要望、請願等の決定のうち、教育行政運営上重要なこと。 （8）部間の調整に関すること。 2 部長、課長及び係長の専決事項は、おおむね川口市事務決裁規程（昭和51年庁達第2号）別表第1事務決裁基準表のそれぞれ部長決裁事項の基準の欄、課長	（目的） 第1条 この規則は、川口市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の権限に属する事務を教育局の職員に専決させることにより、教育行政の能率的な運営を図ることを目的とする。 （専決の執行） 第2条 教育長の権限に属する事務について、部長、課長及び係長は、この規則の定めるところにより主管事務を専決することができる。 2 前項の規定により事務を専決したときは、必要に応じて上司に報告しなければならない。 （専決事項の制限） 第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、上司の決裁を受けなければならない。 （1）事案が重要又は異例に属すると認められるとき。 （2）事案が先例となるおそれがあるとき。 （3）事案が他の部又は課に関係のあるもので意見を異にし、合議を得られなかったとき。

決裁事項の基準の欄及び係長決裁事項の基準の欄に掲げるとおりとする。

(事務決裁権限の委譲)

第4条 副教育長、部長又は課長は、前条の規定に基づき自己の決裁の対象とされた事務のうち同一の態様で反復継続することが予想されるものについては、決裁の基準を示して、各々があらかじめ指定する部長、課長又は係長に決裁させることができる。

(代決)

第5条 決裁権者が不在である場合においては、次の表に掲げる第1次代決者が、決裁権者及び第1次代決者がともに不在である場合においては、同表に掲げる第2次代決者が、それぞれ代決することができる。

<u>代決の順序</u>	<u>代決者</u>	
	<u>第1次</u>	<u>第2次</u>
<u>決裁権者</u>		
<u>教育長</u>	<u>副教育長</u>	<u>主管部長</u>
<u>副教育長</u>	<u>主管部長</u>	<u>主管審議監。審議監を置かない部にあつては主管次長。審議監及び次長を置かない部にあつては主管課長</u>
<u>部長</u>	<u>主管審議監。審議監を置かない部にあつては主管次長。審議監及び次長を置かない部にあつては主管課長</u>	<u>主管次長。次長を置かない部にあつては主管課長</u>
<u>課長</u>	<u>主管課長補佐。課長補佐を置かない課にあつては主管係長</u>	<u>主管係長</u>

(専決事項の特例)

第4条 専決事項に列記していない事項であっても、列記事項に準ずる軽易なものは、適宜専決することができる。

(代決)

第5条 部長専決事項で、部長が不在である場合において特に事務取扱者を命じないときは、その事項に係る事務を主管する審議監を置くときは審議監が、審議監を置かないときはその事項に係る事務を主管する次長が、審議監及び次長を置かないときはその事項に係る事務を主管する課長がこれを代決することができる。

2 部長専決事項で、部長及び審議監が不在である場合において特に事務取扱者を命じないときは、その事項に係る事務を主管する次長を置くときは次長が、次長を置かないときはその事項に係る事務を主管する課長がこれを代決することがで

2 前項の規定にかかわらず、川口市教育局組織規則（平成10年教育委員会規則第2号）第7条第3項の規定により理事が部長の職務を代行し、又は主幹が課長の職務を代行する場合においては、当該理事が部長の、当該主幹が課長のそれぞれ第1次代決者として代決することができる。

3 （略）

4 前条の規定に基づき部長、課長又は係長の決裁の対象とされた事務について至急に決裁を行う必要がある場合において、当該事務の決裁を行う者が不在であるときは、それぞれ副教育長、部長又は課長が決裁するものとする。

5 第1項又は第2項の規定に基づき代決した事務については、速やかに決裁権者に報告しなければならない。

（事務決裁の例外）

第6条 事務の決裁権者は、自己の決裁の対象とされた事務のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、教育長又は上司の決裁を受けるものとする。

（1）事案が重要又は異例に属すると認められるもの

（2）事案が先例となるおそれがあるもの

（3）事案が他の部又は課に関係のあるもので、意見を異にし、合議を得られなかったもの

2 この規則に専決事項として定められていないものであっても、その内容により専決することが適当であると類推できるものは、この規則に定める専決事項に準じて専決することができる。

（事務の決裁への合議）

第7条 事務の決裁権者は、その決裁しようとする事務のうち、他の部、課若しくは係の所管する事務に直接影響を与えるものについては、関係職位に合議を行わせ、又は自ら合議するものとする。

きる。

3 課長専決事項で、課長が不在である場合において特に事務取扱者を命じないときは、その事項に係る事務を主管する課長補佐を置くときは課長補佐が、課長補佐を置かないときはその事務を主管する係長がこれを代決することができる。

4 前2項の規定にかかわらず、川口市教育局組織規則（平成10年教育委員会規則第2号）第6条第3項の規定により理事が部長の職務を代行し、又は主幹が課長の職務を代行する場合においては、部長専決事項を理事が、課長専決事項を主幹がそれぞれ 代決することができる。

5 （略）

6 代決は、あらかじめ指示を受けた事項及び特に至急に処理しなければならない事項に限りすることができ、代決をした事項については、速やかに上司に報告しなければならない。

（専決権者の特例）
第 8 条 理事、参事、主幹及び副主幹並びに次長及び課長補佐（以下「理事等」という。）の担任する事務の処理について特に必要があると認めるときは、理事等をしてその担任する事務について専決させることができる。
2 前項の理事等の専決については、第 5 条から前条までの規定を準用する。
第 9 条～第 1 1 条 （略）

第 6 条～第 8 条 （略）

改 正 案	現 行
（事務長の専決事項） 第８条の２ （略） ２ 前項の規定により校長が指定する事項は、次に掲げるとおりとする。 （１）・（２）（略） （３）川口市教育局事務専決規則（昭和５７年教育委員会規則第２号）<u>第１０条</u>課長共通専決事項（第４号から第６号まで、第８号、第１０号から第１２号まで及び第１４号を除く。） ３ （略）	（事務長の専決事項） 第８条の２ （略） ２ 前項の規定により校長が指定する事項は、次に掲げるとおりとする。 （１）・（２）（略） （３）川口市教育局事務専決規則（昭和５７年教育委員会規則第２号）<u>第７条</u>課長共通専決事項（第４号から第６号まで、第８号、第１０号から第１２号まで及び第１４号を除く。） ３ （略）

川口市教育局文書管理規程の一部を改正する規程案要綱

1 改正の趣旨

文書の電子化を推進するため、文書の媒体変換（書類を電磁的記録に変換し、又は電磁的記録を書類に変換することをいう。以下同じ。）に関する取扱いを定めるとともに、収受文書の処理等に係る事務を見直すほか、必要な改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 書類を電磁的記録に変換するときは、別に定める基準に従わなければならないこととするもの。
- (2) 文書の媒体変換をした場合において、媒体変換後の文書を正本として管理するときは、媒体変換前の文書は、課長の承認を得たときに廃棄することとするもの。
- (3) 収受文書の処理に関し、収受日時を適切な方法により管理する文書については、収受印の押印及び文書管理システムへの登録を省略することができることとするもの。
- (4) マイクロフィルムによる文書の保存を廃止するもの。
- (5) L G W A N 文書の廃止に伴い、関係する規定を削るもの。
- (6) その他必要な規定の整備を行うもの。

3 施行期日

令和6年4月1日から施行するもの。

4 予算措置

不要

5 その他

- (1) 根拠法令又は関係法令

なし

- (2) パブリック・コメント

不要

改 正 案	現 行
目次 第 1 章～第 3 章 （略） <u>第 4 章 起案及び決裁（第 2 1 条―第 2 9 条）</u> <u>第 5 章 文書の施行（第 3 0 条―第 3 8 条）</u> <u>第 6 章 文書の保管、保存及び廃棄（第 3 9 条―第 5 3 条）</u> <u>第 7 章 雑則（第 5 4 条・第 5 5 条）</u> 附則 （用語の意義） 第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（4）（略） （5）電子署名 _____電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、次のいずれにも該当するものをいう。 ア・イ （略） <u>（6）～（12） （略）</u> （課長の職務） 第 5 条 （略） 2 課長は、川口市教育局事務専決規則（昭和 57 年教育委員会規則第 2 号。以下「専決規則」という。） _____に規定する係長専決事項について、前	目次 第 1 章～第 3 章 （略） <u>第 4 章 電子文書の収受（第 2 1 条―第 2 4 条）</u> <u>第 5 章 起案及び決裁（第 2 5 条―第 3 3 条）</u> <u>第 6 章 文書の施行（第 3 4 条―第 4 3 条）</u> <u>第 7 章 文書の保管、保存及び廃棄（第 4 4 条―第 6 0 条）</u> 附則 （用語の意義） 第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（4）（略） （5）電子署名 <u>電子計算機による情報処理の用に供される</u>電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、次のいずれにも該当するものをいう。 ア・イ （略） <u>（6）LGWAN 文書 総合行政ネットワーク（以下「LGWAN」という。）の電子文書交換システムを介して交換される電子文書をいう。</u> <u>（7）～（13） （略）</u> （課長の職務） 第 5 条 （略） 2 課長は、川口市教育局事務専決規則（昭和 57 年教育委員会規則第 2 号。以下「専決規則」という。） <u>第 2 条及び第 8 条</u>に規定する係長専決事項について、前

項第1号の事務を当該専決権者に行わせることができる。

(簿冊等)

第9条 (略)

2 前項第2号に掲げる簿冊のほか、各教育施設には、第13条及び第34条第4項に規定する文書処理のため必要な簿冊を備えるものとする。

(到着文書の処理)

第12条 教育総務課長は、教育総務課に到着した文書を、次に掲げるところにより処理しなければならない。

(1) (略)

(2) 書留扱いの文書は、配付課を確認の上_____、
特殊文書受付簿に必要事項を記載して、主管課に配布する_____。

(3) ・(4) (略)

2～4 (略)

(各機関における文書の処理)

第13条 各機関に直接到着した文書は、文書主任が、次に掲げるところにより処理しなければならない。

(1) 文書は、開封し、当該文書の余白に各課收受印を押す。ただし、定例若しくは軽易と認められる文書又は收受の日時を適切な方法により管理する文書については、これを省略することができる。

(2) ・(3) (略)

(主管課における文書の收受)

第15条 文書主任は、第12条第1項第1号の規定により文書の配付を受けたとき及び直接課に到着した文書を受領したとき（第13条に規定する場合を除く。）は、次に掲げるところにより処理しなければならない。

(1) 文書は、開封し、当該文書の余白に各課收受印を押す。ただし、定例若しくは軽易と認められる文書又は收受の日時を適切な方法により管理する文書については、これを省略することができる。

(2) ・(3) (略)

項第1号の事務を当該専決権者に行わせることができる。

(簿冊等)

第9条 (略)

2 前項第2号に掲げる簿冊のほか、各教育施設には、第13条及び第38条第4項に規定する文書処理のため必要な簿冊を備えるものとする。

(到着文書の処理)

第12条 教育総務課長は、教育総務課に到着した文書を、次に掲げるところにより処理しなければならない。

(1) (略)

(2) 書留扱いの文書は、配付課を確認の上、封筒に川口市教育局受付印を押し、
特殊文書受付簿に必要事項を記載して、主管課に配布し、受領印を徴する。

(3) ・(4) (略)

2～4 (略)

(各機関における文書の処理)

第13条 各機関に直接到着した文書は、文書主任が、次に掲げるところにより処理しなければならない。

(1) 文書は、開封し、当該文書の余白に各課收受印を押す。ただし、定例又は
軽易と認められる文書_____につ
いては、これを省略することができる。

(2) ・(3) (略)

(主管課における文書の收受)

第15条 文書主任は、第12条第1項第1号の規定により文書の配付を受けたとき及び直接課に到着した文書を受領したとき（第13条に規定する場合を除く。）は、次に掲げるところにより処理しなければならない。

(1) 文書は、開封し、当該文書の余白に各課收受印を押す。ただし、定例又は
軽易と認められる文書_____につ
いては、これを省略することができる。

(2) ・(3) (略)

2～4 (略)

(電気通信回線等を利用して受信した文書の收受)

第20条 第15条から前条までの規定は、電気通信回線又はファクシミリにより到着した文書の收受について準用する。

第4章 起案及び決裁

2～4 (略)

(ファクシミリで受信した文書の收受)

第20条 第15条から前条までの規定は、ファクシミリで受信した文書の收受について準用する。

第4章 電子文書の收受

(L GWAN文書の受領)

第21条 L GWAN文書を受信した場合は、教育総務課長又はL GWAN文書を受信することができる文書主任（以下「L GWAN文書主任」という。）は、次に掲げるところにより処理を行わなければならない。

- (1) 受信したL GWAN文書の電子署名を検証すること。
- (2) 受信したL GWAN文書の形式を確認し、当該文書の発信者に対して、形式上の誤りがない場合にあっては受領通知を、形式上の誤りがある場合にあっては否認通知をそれぞれ送信すること。

第22条 教育総務課長又はL GWAN文書主任は、前条の規定により受領した当該文書を、当該文書に係る事務を所掌する課の文書主任に転送する。

2 文書主任は、受領した電子文書を自ら收受処理を行う場合を除き、速やかに担当者に転送しなければならない。

(電子メールの受領)

第23条 各課の組織用電子メールアドレス宛ての電子メールは、課長が指名した担当者が受信し、自ら收受処理を行う場合を除き、速やかに担当者に転送しなければならない。

2 職員用電子メールアドレス宛ての電子メールは、当該職員が收受処理を行うものとする。

3 各課又は職員が受信した電子メールが他の所管に係るものであることが判明した場合は、当該電子メールを速やかに該当する課の組織用又は職員用の電子メールアドレスに転送するとともに、送信者に転送先を通知するものとする。

(他の規定の準用)

第24条 第18条及び第19条の規定は、L GWAN及び電子メールで受信した電子文書の收受について準用する。

第5章 起案及び決裁

(起案)

第21条 起案は、原則として文書管理システムによるものとし、次の各号に定めるところにより行わなければならない。ただし、教育長が特定の帳簿又は用紙を用いることが適当であると認めるものは、当該帳簿又は用紙を用いることができる。

(1) 起案に添付する書類（以下「添付書類」という。）がない場合又は添付書類の全部を容易に電磁的記録に変換することができる場合 文書管理システムによる 起案

(2) 添付書類を電磁的記録に変換することが困難な場合 その他添付書類を電磁的記録に変換することが適当でないと教育長が認める場合 文書管理システムに必要事項を登録した後、紙に印刷した起案用紙（様式第13号）により起案

(3) ・(4) (略)

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、事案の処理に緊急を要するため文書を作成することが困難な場合においては、文書による処理を行わないことができる。この場合において、事案の処理を行った者は、その結果を当該事案の処理について決裁権者に文書により報告しなければならない。

4 (略)

第22条 (略)

(起案の要領)

第23条 起案は、次に掲げる要領によるものとする。

(1) ～(4) (略)

(5) 事案の内容に応じて起案理由、参照条文、予算の措置状況等を付記し、必要な文書を添付すること。

(6) ～(9) (略)

第24条～第27条 (略)

(代決及び後関)

第28条 専決規則の定めるところにより代決する者は、次の各号に定めるところにより、その旨を明らかにしなければならない。

(1) 第21条第1項第1号による起案文書 代決者としての操作を行うこと。

(起案)

第25条 起案は、原則として文書管理システムによるものとし、次の各号に定めるところにより行わなければならない。ただし、教育長が特定の帳簿又は用紙を用いることが適当であると認めるものは、当該帳簿又は用紙を用いることができる。

(1) 起案添付する文書（以下「添付文書」という。）がない場合又は添付文書の全部を容易に電子文書にする ことができる場合 文書管理システムにより電子的に起案

(2) 添付文書を容易に電子文書にすることが困難な場合 又は当該文書が意思決定の重要な要素である 場合 文書管理システムに必要事項を登録した後、紙に印刷した起案用紙（様式第13号）により起案

(3) ・(4) (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、事案の処理に緊急を要するため文書を作成することが困難な場合においては、文書による処理を行わないことができる。この場合において、事案の処理を行った者は、その結果を当該事案の処理について決裁権者に文書により報告しなければならない。

4 (略)

第26条 (略)

(起案の要領)

第27条 起案は、次に掲げる要領によるものとする。

(1) ～(4) (略)

(5) 事案の内容に応じて起案理由、参照条文、予算の措置状況等を付記し、必要な書類を添付すること。

(6) ～(9) (略)

第28条～第31条 (略)

(代決及び後関)

第32条 決裁権者が出張又は休暇その他の事由により不在であるときにおいて、専決規程の定めるところにより代決する者は、次の各号に定めるところにより、その旨を明らかにしなければならない。

(1) 第25条第1項第1号による起案文書 代決者としての操作を行うこと。

(2) 第21条第1項第2号及び第3号による起案文書 起案文書の該当押印欄に「代」と記載し、決裁権者が登庁したとき直ちに報告しなければならない。

2 (略)

第29条 (略)

第5章 文書の施行

第30条 (略)

(電子署名)

第31条 文書を電気通信回線により発送する場合で、当該文書に公印の押印が必要なときは、公印に代えて電子署名を付与するものとする。

第32条～第35条 (略)

(ファクシミリによる文書の発送)

第36条 照会、回答、通知、依頼、送付、報告等で次の各号のいずれにも該当する文書はファクシミリにより発送することができる。

(1) (略)

(2) 相手方がファクシミリによる文書の発送を了承したもの

2 ファクシミリにより文書を発送した場合は、電話等で到着の確認を行うものとする。

(電気通信回線による文書の発送)

第37条 次の各号のいずれかに該当する場合は、文書を電気通信回線により発送することができる。

(1) 次のいずれにも該当する場合

ア 第30条第1項ただし書の規定により公印を省略することができる文書であること。

イ 文書の受信者が電気通信回線による文書の発送を了承していること。

(2) 第25条第1項第2号及び第3号による起案文書 起案文書の該当押印欄に「代」と記載し、決裁権者が登庁したとき直ちに報告しなければならない。

2 (略)

第33条 (略)

第6章 文書の施行

第34条 (略)

(電子署名)

第35条 L G W A Nの文書交換システムを利用して文書を送信する場合において、公印の押印が必要な文書については、公印に代えて電子署名を付与するものとする。

第36条～第39条 (略)

(ファクシミリによる文書の施行)

第40条 照会、回答、通知、依頼、送付、報告等で次の各号のいずれにも該当する文書はファクシミリにより施行することができる。

(1) (略)

(2) 相手方がファクシミリによる文書の施行を了承したもの

2 ファクシミリにより文書を施行した場合は、電話等で到着の確認を行うものとする。

(L G W A N文書交換システムによる文書の施行)

第41条 L G W A N文書を施行する場合において、電子署名の付与を要する文書を施行するときは、当分の間、教育総務課長が施行するものとする。

2 前項に規定するもののほか、L G W A N文書を施行する場合において、電子署名の付与を要しない文書を施行するときは、L G W A Nの電子メール機能を用いた電子メールを利用して施行することができる。

(電子メールによる文書の施行)

第42条 インターネットを利用した電子メールによる文書の施行は、原則として次の各号のいずれにも該当する文書を施行する場合とする。

(1) 公印の押印を省略することができるもの

(2) 相手方の住所、氏名等の本人確認をする必要のないもの

(3) 相手方がインターネットを利用した電子メールによる文書の施行を了承したもの

(2) 法令等の規定に基づく場合

2 電気通信回線により文書を発送した場合は、電話等で到着の確認を行うものとする。

(庁内文書の施行)

第38条 庁内文書は、原則として電気通信回線により施行するものとする。

第6章 文書の保管、保存及び廃棄

(文書の整理)

第39条 文書は_____、常にその所在を明らかにし、必要とする時に速やかに取り出せるよう整理しなければならない。

第40条～第43条 (略)

(保存文書台帳への登載)

第44条 課長は、第42条の規定により保存した文書（以下「保存文書」という。）を保存文書台帳に登載し、その写しを教育総務課長に提出しなければならない。

第45条～第48条 (略)

第49条・第50条 (略)

(保存文書の廃棄)

第51条 課長は_____、短期保存文書で、保存期間の満了した文書は、教育総務課長の指示により、文書管理システムにおいて入力を行った後、速やかに廃棄するものとする。この場合において、課長は、廃棄文書目録を作成し、教育総務課長に送付するものとする。

2～7 (略)

(保存する必要のない文書等の廃棄)

第52条 文書主任は、第40条の保存をする必要のない文書について、課長の承認を得たとき又は当該文書の完結した日の属する年度若しくは年の末日を経過したときに廃棄するものとする。

2 媒体変換（書類を電磁的記録に変換し、又は電磁的記録を書類に変換すること
をいう。以下この項において同じ。）をした場合において、当該媒体変換をした

2 電子メールにより文書を施行した場合は、電話等で到着の確認を行うものとする。

(庁内文書の施行)

第43条 庁内文書は、原則として庁内電子メールにより施行するものとする。

第7章 文書の保管、保存及び廃棄

(文書の整理)

第44条 文書は、情報公開制度の適正かつ円滑な運用を図るため、常にその所在を明らかにし、必要とする時に速やかに取り出せるよう整理しなければならない。

第45条～第48条 (略)

(保存文書台帳への登載)

第49条 課長は、第47条の規定により保存した文書（以下「保存文書」という。）を保存文書台帳に登載し、その写しを教育総務課長に提出しなければならない。

第50条～第53条 (略)

(マイクロフィルムによる文書の保存)

第54条 保存文書は、マイクロフィルムに撮影し、当該保存文書に替えて保存することができる。

2 マイクロフィルムの保存に関し必要な事項は、別に定める。

第55条・第56条 (略)

(保存文書の廃棄)

第57条 教育総務課長は、短期保存文書で、保存期間の満了した文書は、教育総務課長の指示により、文書管理システムにおいて入力を行った後、速やかに廃棄するものとする。この場合において、課長は、廃棄文書目録を作成し、教育総務課長に送付するものとする。

2～7 (略)

(保存する必要のない文書の廃棄)

第58条 文書主任は、第45条の保存をする必要のない文書について、課長の承認を得たとき又は当該文書の完結した日の属する年度若しくは年の末日を経過したときに廃棄するものとする。

<u>後の文書を正本として管理するときは、文書主任は、当該媒体変換をする前の文書について、課長の承認を得たときに廃棄するものとする。</u> <u>第53条</u> （略） <u>第7章 雑則</u> <u>（電磁的記録への変換）</u> <u>第54条</u> スキャナによる読取りその他の方法により書類を電磁的記録に変換するときは、別に定める基準に従わなければならない。 （その他） <u>第55条</u> この規程に定めるもののほか、_____文書事務の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。	<u>第59条</u> （略） （その他） <u>第60条</u> この規程に定めるもののほか、<u>文書管理システムを用いた文書事務の取扱い</u>に関し必要な事項は、別に定める。
--	--

川口市学校運営協議会委員の解嘱について

（１）川口市立新郷小学校

氏 名	委嘱年月日	規則第 6 条関係	解職年月日
関根 和雄	令和 5 年 4 月 3 日	赤井町会長	令和 6 年 3 月 3 1 日

（２）川口市立元郷南小学校

氏 名	委嘱年月日	規則第 6 条関係	解職年月日
石井 佳英	令和 5 年 4 月 3 日	元 P T A 執行部役員	令和 6 年 3 月 3 1 日
中島 晴子	令和 5 年 4 月 3 日	南平保育園長	令和 6 年 3 月 3 1 日

（３）川口市立芝南小学校

氏 名	委嘱年月日	規則第 6 条関係	解職年月日
加藤 康介	令和 5 年 4 月 3 日	P T A 会長	令和 6 年 3 月 3 1 日

（４）川口市立柳崎小学校

氏 名	委嘱年月日	規則第 6 条関係	解職年月日
三村 節子	令和 5 年 4 月 3 日	学校関係者評価委員	令和 6 年 3 月 3 1 日
飯塚 憲勝	令和 5 年 4 月 3 日	柳崎町会長	令和 6 年 3 月 3 1 日

（５）川口市立上青木南小学校

氏 名	委嘱年月日	規則第 6 条関係	解職年月日
内田 美智子	令和 5 年 4 月 3 日	学校応援 コーディネーター	令和 6 年 3 月 3 1 日

(6) 川口市立戸塚南小学校

氏 名	委嘱年月日	規則第6条関係	解職年月日
穴見 誠一	令和5年4月3日	P T A会長	令和6年3月31日
早船 悦郎	令和5年4月3日	西立野町会長	令和6年3月31日

(7) 川口市立鳩ヶ谷小学校

氏 名	委嘱年月日	規則第6条関係	解職年月日
從二 達雄	令和5年4月3日	元民生児童委員	令和6年3月31日

(8) 川口市立里小学校

氏 名	委嘱年月日	規則第6条関係	解職年月日
尾嶋 敏男	令和5年4月3日	前スクールガード リーダー	令和6年3月31日

(9) 川口市立南鳩ヶ谷小学校

氏 名	委嘱年月日	規則第6条関係	解職年月日
間瀬 悟央	令和5年4月3日	おやじの会会長	令和6年3月31日

(10) 川口市立北中学校

氏 名	委嘱年月日	規則第6条関係	解職年月日
浅田 利恵子	令和5年6月2日	P T A会長	令和6年3月31日

(11) 川口市立安行中学校

氏 名	委嘱年月日	規則第6条関係	解職年月日
黒澤 富雄	令和5年4月3日	安行みどりのまち づくり協会副会長	令和6年3月31日

(12) 川口市立芝西中学校

氏 名	委嘱年月日	規則第6条関係	解職年月日
田中 啓	令和5年4月3日	現PTA会長	令和6年3月31日
坂崎 茂	令和5年4月3日	元PTA会長 後援会会長	令和6年3月31日

(13) 川口市立小谷場中学校

氏 名	委嘱年月日	規則第6条関係	解職年月日
渡辺 洋一	令和5年4月3日	元PTA会長 前学校応援団長	令和6年3月31日

(14) 川口市立神根中学校

氏 名	委嘱年月日	規則第6条関係	解職年月日
矢田部 宜宏	令和5年4月3日	元PTA会長 教育後援会顧問	令和6年3月31日
田中 一光	令和5年4月3日	本校元評議員、 元神根東地区レクリ エーション協会会 長、川口市スポーツ 少年団本部長	令和6年3月31日

(15) 川口市立戸塚西中学校

氏 名	委嘱年月日	規則第6条関係	解職年月日
小林 晃成	令和5年4月3日	戸塚公民館長	令和6年3月31日

議案第33号

川口市学校運営協議会委員を委嘱・任命することについて

川口市学校運営協議会委員に別紙の者を委嘱・任命するため、川口市学校運営協議会規則（平成21年教育委員会規則第1号）第6条の規定により議決を求める。

令和6年4月1日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

1 委嘱・任命するもの

※任期の開始は令和6年4月1日から

(1) 川口市立本町小学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	藤野 浩行	主幹教諭	令和7年3月31日
2	高宮 明洋	校長	令和7年3月31日

(2) 川口市立幸町小学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	武田 邦洋	令和6年度PTA会長	令和8年3月31日
2	舟木 重喜	幸栄公民館長	令和7年3月31日
3	福田 由香	教頭	令和7年3月31日

(3) 川口市立仲町小学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	神山 則幸	元川口市教育委員会教育長	令和8年3月31日
2	久米本 雅章	北町町会長	令和8年3月31日
3	横田 秀晴	仲3町会長	令和8年3月31日
4	小野寺 秀明	川口市子ども会連絡協議会顧問	令和8年3月31日
5	遠山 健一	仁志二町会長	令和8年3月31日
6	岡田 真理子	主任児童委員	令和8年3月31日
7	齋藤 雅春	PTA会長	令和8年3月31日
8	荻島 正拡	仁志1町会長	令和8年3月31日
9	千島 久光	仲町小学校ポパイの会 (おやじの会) 会長	令和8年3月31日

1 0	新井 恵	校長	令和 8 年 3 月 3 1 日
1 1	秋山 之信	教頭	令和 8 年 3 月 3 1 日
1 2	赤石 融	教務主任	令和 8 年 3 月 3 1 日

(4) 川口市立上青木小学校

No.	氏 名	規則第 6 条関係	任期
1	亀卦川 学	前 P T A 会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
2	佐藤 秀樹	現 P T A 会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
3	山元 正雄	教頭	令和 7 年 3 月 3 1 日

(5) 川口市立元郷小学校

No.	氏 名	規則第 6 条関係	任期
1	片野 俊彦	元郷 6 丁目町会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
2	二瓶 哲郎	現 P T A 副会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
3	今井 哲也	元学校評議員 学校関係者評価委員	令和 8 年 3 月 3 1 日
4	栗原 真澄	元 P T A 副会長 学校関係者評価委員	令和 8 年 3 月 3 1 日
5	五十嵐 晃	現 P T A 副会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
6	小林 宏敬	元郷 5 丁目町会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
7	平田 敦子	元学校評議員 学校関係者評価委員 元主任児童委員	令和 8 年 3 月 3 1 日
8	牛田 佳生	新井町町会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
9	仁平 義一	現 P T A 副会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
1 0	金丸 泰典	主幹教諭	令和 8 年 3 月 3 1 日
1 1	岡田 大助	校長	令和 8 年 3 月 3 1 日

1 2	大高 珠恵	教頭	令和8年3月31日
-----	-------	----	-----------

(6) 川口市立飯塚小学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	中島 一行	飯塚2丁目町会長	令和8年3月31日
2	池田 政延	スクールガードリーダー	令和8年3月31日
3	小椋 富夫	元公立小学校長	令和8年3月31日
4	市川 美恵子	元主任児童委員	令和8年3月31日
5	大川 晃司	飯塚1丁目町会長	令和8年3月31日
6	小嶋 通昭	平成29年度学校評議員	令和8年3月31日
7	落合 邦雄	飯三町会長	令和8年3月31日
8	松沢 義則	P T A会長	令和8年3月31日
9	角南 悦子	主任児童委員	令和8年3月31日
1 0	小泉 正信	スクールガード	令和8年3月31日
1 1	和田 俊	主幹教諭	令和8年3月31日
1 2	藤田 美奈子	教頭	令和8年3月31日
1 3	江川 雅敏	校長	令和8年3月31日

(7) 川口市立芝小学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	間々田 和博	元P T A会長 芝宮根町会副会長	令和8年3月31日
2	松波 良晃	清月幼稚園園長 元P T A会長 周年記念実行委員長	令和8年3月31日
3	植杉 勝紀	学校応援団コーディネーター 主任児童委員	令和8年3月31日

4	今野 昌弘	現PTA会長	令和8年3月31日
5	飯塚 健司	スクールガードリーダー芝神戸町会長	令和8年3月31日
6	平田 輝久	元PTA会長 辻町会長	令和8年3月31日
7	浅野 浩司	避難所開設防災本部長 芝中田町会長	令和8年3月31日
8	上田 真奈美	芝児童館長	令和8年3月31日
9	海野 祐子	学校図書館司書・主任児童委員	令和8年3月31日
10	廣瀬 浩一	芝公民館長 地区青少年育成協議会事務局長	令和8年3月31日
11	内山 祥平	教頭	令和8年3月31日
12	舟戸 希公郎	教務主任	令和8年3月31日
13	櫻井 秀子	校長	令和8年3月31日

(8) 川口市立新郷小学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	村津 孝徳	赤井町会副町会長兼総務部長	令和7年3月31日
2	野村 潤	PTA会長	令和8年3月31日
3	村川 恵大	事務主事	令和8年3月31日
4	大隅 彰之	主幹教諭	令和8年3月31日
5	岡田 直人	教頭	令和8年3月31日
6	萩原 美樹	校長	令和8年3月31日

(9) 川口市立神根小学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	河西 和美	神根保育所 所長	令和8年3月31日
2	安藤 浩子	P T A副会長	令和8年3月31日
3	金子 真一	見沼町会長	令和8年3月31日
4	矢沢 常男	西新井宿第2町会長	令和8年3月31日
5	小宮 清	民生委員	令和8年3月31日
6	福村 正美	神戸町会長 神根地区子ども会会長	令和8年3月31日
7	奥田 誠	諏訪山町会長 元学校評議員	令和8年3月31日
8	佐藤 明彦	神根公民館長	令和8年3月31日
9	川村 良幸	主任専門員	令和8年3月31日
10	高村 周作	教頭	令和8年3月31日
11	篠崎 弘敬	校長	令和8年3月31日

(10) 川口市立青木北小学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	福田 宣幸	P T A会長	令和8年3月31日
2	飯田 重樹	青木町五丁目町会長	令和8年3月31日
3	岩澤 幸雄	青木町4丁目町会長	令和8年3月31日
4	鎌田 純子	事務主幹	令和7年3月31日
5	吉見 範子	校長	令和7年3月31日

(1 1) 川口市立領家小学校

No.	氏 名	規則第 6 条関係	任期
1	伊藤 教一	令和 5 年度 P T A 会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
2	小山 輝男	前領家二丁目町会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
3	伊藤 達美	民生委員	令和 8 年 3 月 3 1 日
4	加藤 健司	領家 3 丁目町会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
5	吉田 茂	前領家地区連合会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
6	矢作 富雄	前領家二丁目町会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
7	風間 実弥子	松葉幼稚園園長	令和 8 年 3 月 3 1 日
8	矢作 一夫	領家二丁目町会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
9	齋藤 奈穂子	教務主任	令和 8 年 3 月 3 1 日
1 0	菊池 直樹	教頭	令和 8 年 3 月 3 1 日

(1 2) 川口市立舟戸小学校

No.	氏 名	規則第 6 条関係	任期
1	荻谷 敏宏	前川口 1 丁目町会長 スクールガードリーダー	令和 8 年 3 月 3 1 日
2	齋藤 正也	前川口 2 丁目町会長 民生委員	令和 8 年 3 月 3 1 日
3	田中 良夫	前川口 1 丁目町会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
4	熊木 義尚	金山町町会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
5	竹本 佳標	P T A 会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
6	子安 章子	主任児童委員	令和 8 年 3 月 3 1 日
7	村上 幸弘	主幹教諭	令和 8 年 3 月 3 1 日
8	加田 明	校長	令和 8 年 3 月 3 1 日

9	遠藤 崇寛	教頭	令和8年3月31日
---	-------	----	-----------

(13) 川口市立十二月田小学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	小倉 竜治	P T A会長	令和8年3月31日
2	西村 章	元末広2丁目町会長 元連合町会長	令和8年3月31日
3	中山 奈美	学校応援団コーディネーター代表	令和8年3月31日
4	姫野 久実子	元学校評議員	令和8年3月31日
5	下川 孝博	元学校評議員	令和8年3月31日
6	樋地 香奈子	主幹教諭	令和8年3月31日
7	荒井 倫彦	教頭	令和8年3月31日
8	富山 益光	校長	令和8年3月31日

(14) 川口市立飯仲小学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	小畔 拓	主幹教諭	令和7年3月31日
2	小久保 理恵	教頭	令和7年3月31日

(15) 川口市立並木小学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	梅津 一義	並木3丁目町会長	令和8年3月31日
2	井上 久美子	元学校評議員	令和8年3月31日
3	小林 友子	人権擁護委員・民生委員	令和8年3月31日
4	古川 九一	現P T A会長	令和8年3月31日

5	江口 隆三	並木2丁目町会長	令和8年3月31日
6	山野 栄三郎	元PTA会長 主任児童委員	令和8年3月31日
7	中島 重男	並木4丁目町会長	令和8年3月31日
8	相上 興信	並木町1丁目町会長	令和8年3月31日
9	田村 光隆	主幹教諭	令和8年3月31日
10	服部 豊	教頭	令和8年3月31日
11	岩澤 奈々子	校長	令和8年3月31日

(16) 川口市立安行小学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	石井 百合江	元民生委員 元児童委員	令和8年3月31日
2	石渡 翠	PTA会長	令和8年3月31日
3	平岡 仁	安行原町会長	令和8年3月31日
4	田中 一宏	前学校評議員 元川口市教育委員長	令和8年3月31日
5	金杉 順一	学校応援団団長 PTA顧問	令和8年3月31日
6	根本 智可子	前学校評議員 安行東光幼稚園理事長	令和8年3月31日
7	中田 知加	前学校評議員 安行原育成部子ども会会長	令和8年3月31日
8	横尾 修平	主幹教諭	令和8年3月31日
9	関根 光一	教頭	令和8年3月31日
10	渡邊 恵	教頭	令和8年3月31日
11	春川 嘉孝	校長	令和8年3月31日

(1 7) 川口市立原町小学校

No.	氏 名	規則第 6 条関係	任期
1	小野寺 良	P T A会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
2	浅倉 利行	宮町町会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
3	濱田 義彦	後援会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
4	渡部 彰	緑町町会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
5	遠山 茂	南町町会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
6	西川 充恵	主任児童委員	令和 8 年 3 月 3 1 日
7	岡田 玉代	学校応援団コーディネーター	令和 8 年 3 月 3 1 日
8	松尾 健児	前 P T A会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
9	駒崎 浩	原町町会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
1 0	志村 美香子	原町町会育成部長	令和 8 年 3 月 3 1 日
1 1	乗田 裕史	教務主任	令和 8 年 3 月 3 1 日
1 2	深尾 純子	教頭	令和 8 年 3 月 3 1 日
1 3	山形 崇	校長	令和 8 年 3 月 3 1 日

(1 8) 川口市立前川小学校

No.	氏 名	規則第 6 条関係	任期
1	佐藤 孝洋	P T A会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
2	二戸 眞一	5 0 会会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
3	熊谷 泰治	P T A顧問	令和 8 年 3 月 3 1 日
4	鎌田 尚	校長	令和 7 年 3 月 3 1 日

(1 9) 川口市立戸塚小学校

No.	氏 名	規則第 6 条関係	任期
1	山岡 章子	民生委員・児童委員	令和 8 年 3 月 3 1 日
2	小林 博武	元学校評議員 元川口市立小学校長	令和 8 年 3 月 3 1 日
3	園部 隆男	行衛町会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
4	樋口 修二	元学校評議員 元 P T A 会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
5	倉持 正次	元学校評議員	令和 8 年 3 月 3 1 日
6	米山 崇史	P T A 会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
7	久保田 陽子	民生委員・児童委員	令和 8 年 3 月 3 1 日
8	衛藤 正純	上戸塚町会副町会長 4 班長	令和 8 年 3 月 3 1 日
9	蓮見 克美	上戸塚町会副町会長 1 班長	令和 8 年 3 月 3 1 日
1 0	中島 大樹	主幹教諭	令和 8 年 3 月 3 1 日
1 1	北川 智之	教頭	令和 8 年 3 月 3 1 日
1 2	林 奈緒美	校長	令和 8 年 3 月 3 1 日

(2 0) 川口市立青木中央小学校

No.	氏 名	規則第 6 条関係	任期
1	島田 秀明	教頭	令和 7 年 3 月 3 1 日

(2 1) 川口市立元郷南小学校

No.	氏 名	規則第 6 条関係	任期
1	飯田 麻利	主幹教諭	令和 7 年 3 月 3 1 日
2	土井 亮	教頭	令和 7 年 3 月 3 1 日

(2 2) 川口市立芝西小学校

No.	氏 名	規則第 6 条関係	任期
1	吉田 忠勝	学校薬剤師	令和 8 年 3 月 3 1 日
2	天野 剛行	スクールガードリーダー	令和 8 年 3 月 3 1 日
3	増山 徹	元 P T A 会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
4	浦邊 敏夫	小谷場町会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
5	近藤 智明	現 P T A 会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
6	須賀 正規	芝塚原町会 副会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
7	吉田 定次	芝鶴ヶ丸町会 役員	令和 8 年 3 月 3 1 日
8	長谷川 正	現 P T A 副会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
9	三上 綾子	現 P T A 副会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
1 0	曾山 武寿	芝西中学校長	令和 8 年 3 月 3 1 日
1 1	山田 晴美	校長	令和 8 年 3 月 3 1 日
1 2	鈴木 優	教務主任	令和 8 年 3 月 3 1 日
1 3	藤川 悟	小谷場中学校長	令和 8 年 3 月 3 1 日
1 4	佐藤 雅裕	教頭	令和 8 年 3 月 3 1 日

(2 3) 川口市立芝南小学校

No.	氏 名	規則第 6 条関係	任期
1	大石 淳史	P T A 副会長	令和 7 年 3 月 3 1 日
2	朝倉 伸行	校長	令和 7 年 3 月 3 1 日

(24) 川口市立神根東小学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	田中 一吉	前PTA会長	令和8年3月31日
2	並木 丈士	学校応援団	令和8年3月31日
3	高須 裕樹	元PTA会長	令和8年3月31日
4	張替 洋一	元PTA会長	令和8年3月31日
5	近藤 久江	元小学校長	令和8年3月31日
6	三枝木 國記	元石神下区町会長	令和8年3月31日
7	高橋 律子	民生委員	令和8年3月31日
8	蓑輪 隼人	現PTA会長	令和8年3月31日
9	村上 裕一	教頭	令和8年3月31日
10	佐々木 小百合	校長	令和8年3月31日

(25) 川口市立朝日東小学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	福田 由美子	元小学校長 学識経験者	令和8年3月31日
2	大熊 孝次	末広3丁目町会長 川口子どもクラブ育成会元会長	令和8年3月31日
3	金澤 由美	民生委員代表	令和8年3月31日
4	吉川 光男	朝日6丁目南町会長 スクールガードリーダー	令和8年3月31日
5	山下 拓弥	令和5年度PTA会長	令和8年3月31日
6	丸山 智也	主任児童委員 川口子どもクラブ育成会副会長	令和8年3月31日
7	後藤 清仁	教頭	令和8年3月31日

8	齊藤 敦史	校長	令和8年3月31日
---	-------	----	-----------

(26) 川口市立芝富士小学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	海野 祐子	民生委員・元PTA本部役員	令和8年3月31日
2	荒井 恵美子	元PTA本部役員	令和8年3月31日
3	式田 勤	学校応援団コーディネーター	令和8年3月31日
4	佐藤 信夫	学校応援団・見守りボランティア	令和8年3月31日
5	伊藤 一晃	芝富士町会長	令和8年3月31日
6	武田 秀司	芝園ハイツ自治会長	令和8年3月31日
7	真下 徹也	芝園団地自治会長	令和8年3月31日
8	近藤 由希子	教務主任	令和8年3月31日
9	渡部 健	教頭	令和8年3月31日
10	加藤 智美	校長	令和8年3月31日

(27) 川口市立前川東小学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	野口 政昭	前川2丁目町会長	令和8年3月31日
2	岩谷 三郎	前川中央商店会 会長	令和8年3月31日
3	伊田 洋	PTA会長	令和8年3月31日
4	池谷 義昭	スクールガードリーダー	令和8年3月31日
5	本橋 克展	清泉幼稚園 園長	令和8年3月31日
6	及川 修	前川3丁目町会長	令和8年3月31日
7	峯岸 ヨシ子	交通安全母の会 会長	令和8年3月31日

8	庵地 眞見	前川地区民生委員児童委員協力員	令和8年3月31日
9	今泉 和江	学校応援団コーディネーター	令和8年3月31日
10	富沢 雅敏	教務主任	令和8年3月31日
11	越田 直孝	教頭	令和8年3月31日
12	橋爪 優	校長	令和8年3月31日

(28) 川口市立柳崎小学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	新藤 義夫	柳崎町会長	令和7年3月31日
2	渡辺 秀和	川口市立芝東中学校長	令和7年3月31日
3	加藤 英樹	主幹教諭	令和7年3月31日
4	川端 浩司	校長	令和7年3月31日

(29) 川口市立芝樋ノ爪小学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	山上 拓	教務主任	令和7年3月31日

(30) 川口市立新郷南小学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	小林 和八	元PTA会長	令和8年3月31日
2	中村 浩幸	元PTA会長 江戸袋町会副会長	令和8年3月31日
3	金子 寛之	現PTA会長	令和8年3月31日
4	花岡 裕子	民生児童委員	令和8年3月31日
5	鈴木 三枝子	主任児童委員	令和8年3月31日

6	福島 佑希	事務主事	令和7年3月31日
7	杉山 こずえ	主幹教諭	令和8年3月31日
8	井出 真之	教頭	令和8年3月31日
9	関口 真仁	校長	令和8年3月31日

(31) 川口市立上青木南小学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	島 千賀子	令和6年度上青木南小学校応援 コーディネーター	令和7年3月31日
2	小石 雄一	上青木南町会長	令和8年3月31日
3	菊地 陽子	校長	令和7年3月31日

(32) 川口市立根岸小学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	伊藤 美智恵	校長	令和7年3月31日

(33) 川口市立芝中央小学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	大島 航	SRC保護者チーム代表	令和8年3月31日
2	岡島 美絵	SRC副会長	令和8年3月31日
3	大曾根 涼	SRC会長	令和8年3月31日
4	古田島 義和	民生委員	令和8年3月31日
5	矢作 邦男	芝下町会長	令和8年3月31日
6	矢作 忠亮	川口さかえ幼稚園園長	令和8年3月31日
7	正木 康夫	元PTA会長	令和8年3月31日

8	井上 祐介	教務主任	令和8年3月31日
9	平井 悠一	教頭	令和8年3月31日
10	佐藤 元康	校長	令和8年3月31日

(34) 川口市立新郷東小学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	新井 秀樹	P T A会長	令和8年3月31日
2	中川 光恵	主任児童委員	令和8年3月31日
3	石上 瞳	P T A副会長	令和8年3月31日
4	伊藤 雄一	元P T A会長	令和8年3月31日
5	大場 茂樹	新堀町会長	令和8年3月31日
6	新井 孝史	元P T A会長	令和8年3月31日
7	小泉 智弘	事務主事	令和8年3月31日
8	風間 正弘	教務主任	令和8年3月31日
9	栗林 丈夫	教頭	令和8年3月31日
10	岡本 賢一	校長	令和8年3月31日
11	漆山 隆	前社会福祉協議会会長	令和8年3月31日

(35) 川口市立朝日西小学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	樽林 由美	主任児童委員	令和8年3月31日
2	吉田 宏	朝日3丁目町会長	令和8年3月31日
3	中村 信幸	元P T A会長・朝日4丁目町会長	令和8年3月31日
4	清水 広美	朝日地区民生委員・児童委員	令和8年3月31日

5	浅倉 久美子	学校応援団コーディネーター	令和8年3月31日
6	豊嶋 伸次	現PTA副会長	令和8年3月31日
7	佐藤 貴広	校長	令和8年3月31日
8	角田 潤	教務主任	令和8年3月31日
9	吉田 勝美	教頭	令和8年3月31日

(36) 川口市立慈林小学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	清水 勝雄	安行さつきが丘町会長	令和8年3月31日
2	矢作 洋	みどりが丘町会長	令和8年3月31日
3	菅野 五郎	スクールガードリーダー	令和8年3月31日
4	浅田 民子	主任児童委員	令和8年3月31日
5	鈴木 真由美	校長	令和8年3月31日
6	谷平 祐介	教務主任	令和8年3月31日
7	石原 昌治	教頭	令和8年3月31日

(37) 川口市立差間小学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	中河 正明	校長	令和7年3月31日

(38) 川口市立東本郷小学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	鵜飼 勝	本蓮町会役員	令和8年3月31日
2	鈴木 國雄	元PTA会長	令和8年3月31日

3	入江 直人	教務主任	令和7年3月31日
4	相樂 雅彦	校長	令和7年3月31日

(39) 川口市立東領家小学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	漆山 和子	教頭	令和7年3月31日

(40) 川口市立安行東小学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	大倉 芳樹	安行東中学校教頭	令和7年3月31日
2	小林 崇	主幹教諭	令和7年3月31日

(41) 川口市立在家小学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	向井 剛生	教頭	令和7年3月31日
2	大樂 紘一郎	教務主任	令和7年3月31日

(42) 川口市立戸塚東小学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	飯田 香久子	戸塚地区主任児童委員	令和8年3月31日
2	新井 雅夫	下戸塚町会長	令和8年3月31日
3	溝渕 靖典	おやじの会代表	令和8年3月31日
4	中島 千鶴子	元学校評議員	令和8年3月31日
5	永野 孝生	上戸塚町会副町会長	令和8年3月31日
6	関 和博	上戸塚町会副町会長	令和8年3月31日

7	鈴木 範明	元学校評議員	令和8年3月31日
8	東大野 正幸	P T A会長	令和8年3月31日
9	三津石 妙	元学校評議員	令和8年3月31日
10	酒寄 誠	主幹教諭	令和8年3月31日
11	佐藤 秀雄	校長	令和8年3月31日
12	黒木 芳弘	教頭	令和8年3月31日

(43) 川口市立戸塚北小学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	小林 博武	退職校長	令和8年3月31日
2	厚川 誠治	一本木町会長	令和8年3月31日
3	厚川 葉子	戸塚地区民生児童委員協議会会長	令和8年3月31日
4	荒居 輝男	佐藤町会長	令和8年3月31日
5	龍口 喜子	退職校長会副会長	令和8年3月31日
6	押田 善司	元平沼町会長	令和8年3月31日
7	森川 智道	P T A会長	令和8年3月31日
8	羽鳥 好夫	元民生委員	令和8年3月31日
9	渡辺 敏明	平沼町会長	令和8年3月31日
10	本橋 浩之	教頭	令和8年3月31日
11	鹿田 大輔	校長	令和8年3月31日
12	峯岸 慎	主幹教諭	令和8年3月31日

(4 4) 川口市立木曽呂小学校

No.	氏 名	規則第 6 条関係	任期
1	中川 猛	校長	令和 7 年 3 月 3 1 日
2	渡邊 武士	主幹教諭	令和 7 年 3 月 3 1 日

(4 5) 川口市立戸塚綾瀬小学校

No.	氏 名	規則第 6 条関係	任期
1	小林 花子	地域学校協働活動推進員	令和 8 年 3 月 3 1 日
2	東 よう子	事務主幹	令和 7 年 3 月 3 1 日
3	高野 浩	教頭	令和 7 年 3 月 3 1 日
4	渡部 尚美	主幹教諭	令和 8 年 3 月 3 1 日

(4 6) 川口市立戸塚南小学校

No.	氏 名	規則第 6 条関係	任期
1	山崎 武寿	P T A 会長	令和 7 年 3 月 3 1 日
2	土屋 祐司	西立野町会長	令和 7 年 3 月 3 1 日
3	井上 千春	校長	令和 7 年 3 月 3 1 日

(4 7) 川口市立鳩ヶ谷小学校

No.	氏 名	規則第 6 条関係	任期
1	伊東 よお子	主幹教諭	令和 7 年 3 月 3 1 日
2	大貫 俊弥	教頭	令和 7 年 3 月 3 1 日

(48) 川口市立中居小学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	澤木 信男	南鳩ヶ谷2丁目自治会長	令和8年3月31日
2	神原 幸雄	南鳩ヶ谷1丁目自治会長	令和8年3月31日
3	遠藤 啓一	南鳩ヶ谷3丁目自治会長	令和8年3月31日
4	大石 喜代江	南鳩ヶ谷4丁目自治会婦人部	令和8年3月31日
5	高橋 宣光	学区内幼稚園長	令和8年3月31日
6	坪谷 あさみ	元PTA会長	令和8年3月31日
7	山岡 大亜	PTA副会長	令和8年3月31日
8	齋藤 美幸	主任児童委員	令和8年3月31日
9	小林 進治	校長	令和8年3月31日
10	石橋 拓也	主幹教諭	令和8年3月31日
11	山崎 幹	教頭	令和8年3月31日

(49) 川口市立辻小学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	佐々木 哲夫	南鳩ヶ谷7丁目子供会育成会会長	令和8年3月31日
2	鈴木 松男	南鳩ヶ谷7丁目自治会長	令和8年3月31日
3	宮入 典子	令和4、5年度PTA会長	令和8年3月31日
4	石田 博子	元学校評議員	令和8年3月31日
5	肥留間 広幸	元学校評議員	令和8年3月31日
6	土屋 行雄	スクールガードリーダー	令和8年3月31日
7	齊藤 金藏	辻自治会長	令和8年3月31日
8	根本 広徳	教頭	令和8年3月31日

9	近藤 百合	校長	令和8年3月31日
10	池田 仁美	教務主任	令和8年3月31日

(50) 川口市立里小学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	斉藤 公政	里諏訪山自治会長	令和8年3月31日
2	遠藤 英二	桜町一丁目自治会長	令和8年3月31日
3	臨海 美和	シャルマンコーポ鳩ヶ谷自治会長	令和8年3月31日
4	瀧島 三枝子	主幹教諭	令和7年3月31日

(51) 川口市立桜町小学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	阿部 裕貴	事務主事	令和7年3月31日
2	加藤 雅明	教頭	令和7年3月31日

(52) 川口市立南鳩ヶ谷小学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	山下 昌平	おやじの会会長	令和7年3月31日
2	大森 雅之	教頭	令和7年3月31日

(53) 川口市立東中学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	吉安 優子	保護司	令和8年3月31日
2	須賀 俊也	P T A会長	令和8年3月31日
3	加藤 茂子	民生委員	令和8年3月31日
4	関根 和雄	避難所本部長 赤井町会長	令和8年3月31日
5	鈴木 三枝子	主任児童委員	令和8年3月31日
6	寺本 正和	新郷地区民生委員協議会会長	令和8年3月31日
7	橋本 健吾	後援会会長	令和8年3月31日
8	堤 明	P T A会長	令和8年3月31日
9	柳田 勇	校長	令和8年3月31日
10	酒井 佑樹	教頭	令和8年3月31日
11	長尾 光一	主幹教諭	令和8年3月31日

(54) 川口市立西中学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	永井 弥生	元P T A執行部	令和8年3月31日
2	寺坂 美奈子	元P T A会長	令和8年3月31日
3	小嶋 通昭	元飯塚2丁目町会長	令和8年3月31日
4	江口 圭介	主幹教諭	令和8年3月31日
5	三浦 伸之	校長	令和8年3月31日
6	梶本 美岐	教頭	令和8年3月31日

(55) 川口市立南中学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	田代 進一	幸栄地区社会福祉協議会会長	令和8年3月31日
2	松本 保子	保護司	令和8年3月31日
3	岸部 一貴	幸栄地区青少年育成協議会会長	令和8年3月31日
4	増田 征則	元PTA会長	令和8年3月31日
5	佐藤 昌邦	中央地区青少年育成協議会会長	令和8年3月31日
6	内山 秀夫	本町3丁目町会長	令和8年3月31日
7	原 佐知雄	元PTA会長	令和8年3月31日
8	子安 章子	主任児童委員	令和8年3月31日
9	熊木 義尚	現PTA会長	令和8年3月31日
10	佐藤 朋子	校長	令和8年3月31日
11	坂本 圭一郎	教頭	令和8年3月31日
12	若林 拓海	主幹教諭	令和8年3月31日

(56) 川口市立北中学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	石田 英之	主幹教諭	令和7年3月31日
2	菅 久徳	教頭	令和7年3月31日

(57) 川口市立青木中学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	西牧 崇	主幹教諭	令和7年3月31日
2	齋藤 秀一	校長	令和7年3月31日

(58) 川口市立芝中学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	赤嶺 亮	元PTA会長	令和8年3月31日
2	加増利 豊秋	元PTA会長	令和8年3月31日
3	福井 義範	元PTA会長	令和8年3月31日
4	前田 操	元PTA副会長	令和8年3月31日
5	平川 太郎	元後援会会長	令和8年3月31日
6	小池 紳一	元PTA会長	令和8年3月31日
7	石田 俊介	教頭	令和8年3月31日
8	荻上 晃司	校長	令和8年3月31日
9	三芳 晶	教務主任	令和8年3月31日

(59) 川口市立元郷中学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	平田 敦子	学校応援団コーディネーター 学校運営協議委員	令和8年3月31日
2	吉井 重春	東領家1丁目 学校運営協議委員	令和8年3月31日
3	福田 真史	現PTA会長	令和8年3月31日
4	武内 豊	元郷中学校教育後援会長	令和8年3月31日
5	福田 一之	南平公民館長	令和8年3月31日
6	上倉 義郎	校長	令和8年3月31日
7	松田 大和	主幹教諭	令和8年3月31日
8	鈴木 久勝	教頭	令和8年3月31日

(6 0) 川口市立上青木中学校

No.	氏 名	規則第 6 条関係	任期
1	塚越 雅俊	元 P T A 会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
2	堀 克巳	後援会会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
3	大津 哲子	民生委員児童委員・主任児童委員	令和 8 年 3 月 3 1 日
4	大谷 弘尚	P T A 会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
5	金子 博	上青木西北町会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
6	渋谷 明生	県立川口工業高等学校長	令和 8 年 3 月 3 1 日
7	高橋 眞一	上青木小学校長	令和 8 年 3 月 3 1 日
8	小森 樹	教頭	令和 8 年 3 月 3 1 日
9	平野 雅洋	主幹教諭	令和 8 年 3 月 3 1 日
1 0	高田 晶子	校長	令和 8 年 3 月 3 1 日

(6 1) 川口市立十二月田中学校

No.	氏 名	規則第 6 条関係	任期
1	柳田 朗	校長	令和 7 年 3 月 3 1 日
2	小林 正幸	朝日公民館館長	令和 7 年 3 月 3 1 日

(6 2) 川口市立仲町中学校

No.	氏 名	規則第 6 条関係	任期
1	西潟 佑樹	教務主任	令和 7 年 3 月 3 1 日

(6 3) 川口市立安行中学校

No.	氏 名	規則第 6 条関係	任期
1	仁科 雅代	現 P T A 会長	令和 7 年 3 月 3 1 日
2	伊藤 啓	教頭	令和 7 年 3 月 3 1 日
3	沼口 昭一郎	教頭	令和 7 年 3 月 3 1 日

(6 4) 川口市立芝東中学校

No.	氏 名	規則第 6 条関係	任期
1	坂野 厚志	元学校評議員 学校応援団コーディネーター	令和 8 年 3 月 3 1 日
2	吉田 旭	後援会会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
3	宮地 初江	民生委員	令和 8 年 3 月 3 1 日
4	正木 康夫	元学校評議員 学校応援団顧問	令和 8 年 3 月 3 1 日
5	笠原 昇	元学校評議員 芝高木町会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
6	鈴木 育代	主任児童委員	令和 8 年 3 月 3 1 日
7	若谷 正巳	後援会相談役 学校応援団副事務局長	令和 8 年 3 月 3 1 日
8	若林 哲	教務主任	令和 8 年 3 月 3 1 日
9	渡辺 秀和	校長	令和 8 年 3 月 3 1 日
1 0	中野 直之	教頭	令和 8 年 3 月 3 1 日

(6 5) 川口市立芝西中学校

No.	氏 名	規則第 6 条関係	任期
1	内田 肇	芝塚越町会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
2	榎本 幸平	芝樋ノ爪町会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
3	伊藤 一晃	芝富士町会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
4	加藤 智美	芝富士小学校長	令和 7 年 3 月 3 1 日

(6 6) 川口市立岸川中学校

No.	氏 名	規則第 6 条関係	任期
1	野口 政昭	前川 2 丁目町会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
2	庵地 眞見	前川地区民生委員児童委員協議会 協力員	令和 8 年 3 月 3 1 日
3	及川 修	前川 3 丁目町会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
4	藤井 貴子	現 P T A 会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
5	小暮 茂	根岸第一町会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
6	本橋 昭仁	前川本町町会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
7	新井 絹江	前川地区民生委員児童委員協議会地 区会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
8	三浦 伸之	校長	令和 8 年 3 月 3 1 日
9	渡邊 栄次	教頭	令和 8 年 3 月 3 1 日
1 0	鈴木 聡	教務主任	令和 8 年 3 月 3 1 日

(6 7) 川口市立榛松中学校

No.	氏 名	規則第 6 条関係	任期
1	高橋 美穂子	民生児童委員リーダー	令和 8 年 3 月 3 1 日
2	岩崎 信子	教育後援会幹事	令和 8 年 3 月 3 1 日
3	漆山 隆	民生委員・児童委員	令和 8 年 3 月 3 1 日
4	中川 光恵	民生委員・児童委員	令和 8 年 3 月 3 1 日
5	菅又 由香	P T A 会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
6	宮原 美子	榛松町会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
7	佐藤 昌幸	教頭	令和 8 年 3 月 3 1 日
8	飯塚 稔	校長	令和 8 年 3 月 3 1 日

(6 8) 川口市立小谷場中学校

No.	氏 名	規則第 6 条関係	任期
1	天野 剛行	学校応援団長	令和 7 年 3 月 3 1 日
2	阿部 雄太	教頭	令和 7 年 3 月 3 1 日
3	鹿俣 浩	教務主任	令和 7 年 3 月 3 1 日

(6 9) 川口市立神根中学校

No.	氏 名	規則第 6 条関係	任期
1	山浦 直也	教頭	令和 7 年 3 月 3 1 日

(7 0) 川口市立戸塚中学校

No.	氏 名	規則第 6 条関係	任期
1	飯田 香久子	主任児童委員	令和 8 年 3 月 3 1 日

2	稲垣 隆之	前 P T A 会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
3	戎 弘一	現 P T A 会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
4	寺田 美雅	学校薬剤師	令和 8 年 3 月 3 1 日
5	八木 真紀	元 P T A 執行部	令和 8 年 3 月 3 1 日
6	水野 俊二	長蔵新田町会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
7	芝崎 実	学校応援団コーディネーター	令和 8 年 3 月 3 1 日
8	長 春代	民生委員	令和 8 年 3 月 3 1 日
9	小内 利博	保護司	令和 8 年 3 月 3 1 日
1 0	西野 渉	戸塚公民館長	令和 8 年 3 月 3 1 日
1 1	川鍋 岳人	校長	令和 8 年 3 月 3 1 日
1 2	岩崎 竜太	教頭	令和 8 年 3 月 3 1 日
1 3	北澤 正崇	主幹教諭	令和 8 年 3 月 3 1 日

(7 1) 川口市立在家中学校

No.	氏 名	規則第 6 条関係	任期
1	小林 稔	現 P T A 会長	令和 8 年 3 月 3 1 日

(7 2) 川口市立安行東中学校

No.	氏 名	規則第 6 条関係	任期
1	石井 昇	安行出羽町会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
2	土田 ゆき	民生委員	令和 8 年 3 月 3 1 日
3	小林 繁雄	安行西立野町会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
4	小櫃 敏文	元教育後援会長	令和 8 年 3 月 3 1 日
5	杉本 忠昭	安行藤八町会長	令和 8 年 3 月 3 1 日

6	佐藤 直子	主任児童委員	令和8年3月31日
7	小林 進一	元教育後援会長	令和8年3月31日
8	高山 重之	安行領家町会長	令和8年3月31日
9	金井 慎治	元教育後援会長	令和8年3月31日
10	金子 利夫	安行町会長	令和8年3月31日
11	山本 智広	校長	令和8年3月31日

(73) 川口市立戸塚西中学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	野条 陽一	戸塚スポーツセンター所長	令和8年3月31日
2	吉田 博光	P T A会長	令和8年3月31日
3	西野 渉	戸塚公民館長	令和7年3月31日
4	大友 宏子	前P T A副会長	令和8年3月31日
5	朝倉 雄馬	元市P連会長	令和8年3月31日
6	浅香 友文	教頭	令和7年3月31日

(74) 川口市立八幡木中学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
1	岸田 健吾	校長	令和7年3月31日
2	川崎 悠	教務主任	令和7年3月31日
3	柳澤 清香	事務主幹	令和8年3月31日

(75) 川口市立里中学校

No.	氏 名	規則第6条関係	任期
-----	-----	---------	----

1	船津 由徳	学校応援団	令和8年3月31日
2	大井 裕美子	教頭	令和7年3月31日